

# 運 航 基 準

航路名 横浜港屋形船遊覧航路

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、屋形船による横浜港屋形船遊覧航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第2条 船長は発航地港内の、気象、海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名 \ 気象 海象	風速	波高	視程
横 浜 港	10M/s 以上	1.0M以上	300M以下

2 船長は、発航前において航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く）が次に掲げる条件の一に達する恐れがあると認められるときは、発航を中止しなければならない。

風速 10M/s 以上

波高 1.0M 以上

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置、その他の適切な措置を執らなければならない。

4 船長は、1項に掲げる条件に達しないときでも潮汐表及び栈橋にある係留杭の潮位標識を調べ、航路筋の各橋梁下の船上空間が次に掲げる条件に達していると認められる時は、発航を中止しなければならない。（河川を航行する場合）

(1) 橋梁下と船上の空間が、空船状態で30cm以下

(基準航行の可否判断)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺により安全な航行が困難となる恐れがあると認めるとき又は、周囲の指定が300M以下となったときは、基準航行を中止し減速、適宜の変針、反転、臨時帰港、基準航路の変更その他適切な措置を執らなければならない。

2 船長は、航路筋の各橋梁と船上の空間が30cm以下となる恐れがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等適切な措置を執らなければならない。

### 第3章 船舶の航行

(運航基準図)

第4条 運航基準図に記載すべき事項は次の通りとする。

- (1) 基準航路（発着場及び停泊地の位置並びにその相互間の距離、針路、変針点等）
- (2) 水深、潮（水）流、橋梁下と船上の空間等から、航行上特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準航路)

第5条 基準航路は、運航基準図に記載の通りとする。

(速力基準)

第6条 速力基準は、次表の通りとする。

船名	速力区分	速力	毎分機関回転数
ケープタウン1	微速	3 ノット	1500 rpm
	半速	5 ノット	1800 rpm
	航海速力	10 ノット	2000 rpm
うら嶋	微速	3 ノット	1800 rpm
	半速	5 ノット	2000 rpm
	航海速力	10 ノット	2500 rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。